

厚生労働省発保 0401 第 2 号  
平成 28 年 4 月 1 日

都道府県知事 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）の国庫補助について

標記の交付金の交付については、昭和 53 年 9 月 29 日厚生省発保第 73 号厚生事務次官通知の別紙「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内保険者に対しては、貴職からその旨通知するとともに、その申請手続等に遺憾のないように取り計らい願いたい。

## 国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付要綱

厚生省発保第 7 3 号	昭和 53 年 9 月 29 日
一部改正厚生省発保第 5 7 号	昭和 54 年 8 月 29 日
一部改正厚生省発保第 4 3 号	昭和 55 年 8 月 14 日
一部改正厚生省発保第 6 7 号	昭和 56 年 7 月 28 日
一部改正厚生省発保第 5 3 号	昭和 57 年 9 月 28 日
一部改正厚生省発保第 4 8 号	昭和 58 年 9 月 20 日
一部改正厚生省発保第 7 2 号	昭和 62 年 11 月 25 日
一部改正厚生省発保第 6 3 号	平成元年 9 月 25 日
一部改正厚生省発保第 8 7 号	平成 2 年 9 月 14 日
一部改正厚生省発保第 5 6 号	平成 3 年 8 月 7 日
一部改正厚生省発保第 9 7 号	平成 4 年 9 月 30 日
一部改正厚生省発保第 8 4 号	平成 5 年 10 月 22 日
一部改正厚生省発保第 9 9 号	平成 6 年 10 月 20 日
一部改正厚生省発保第 9 9 号	平成 7 年 8 月 30 日
一部改正厚生省発保第 7 1 号	平成 8 年 5 月 10 日
一部改正厚生省発保第 5 7 号	平成 9 年 4 月 1 日
一部改正厚生省発保第 8 3 号	平成 10 年 4 月 9 日
一部改正厚生省発保第 1 2 0 号	平成 11 年 12 月 9 日
一部改正厚生省発保第 1 4 7 号	平成 12 年 9 月 1 4 日
一部改正厚生労働省発保第 0412001 号	平成 14 年 4 月 12 日
一部改正厚生労働省発保第 0407001 号	平成 15 年 4 月 7 日
一部改正厚生労働省発保第 0407001 号	平成 16 年 5 月 28 日
一部改正厚生労働省発保第 0704002 号	平成 17 年 7 月 4 日
一部改正厚生労働省発保第 0526003 号	平成 21 年 5 月 26 日
一部改正厚生労働省発保 0330 第 11 号	平成 22 年 3 月 30 日
一部改正厚生労働省発保 0515 第 3 号	平成 25 年 5 月 15 日
一部改正厚生労働省発保 0401 第 6 号	平成 26 年 4 月 1 日
一部改正厚生労働省発保 0409 第 14 号	平成 27 年 4 月 9 日
一部改正厚生労働省発保 0401 第 2 号	平成 28 年 4 月 1 日

## 国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付要綱

### （通 則）

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条に基づく国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほかこの交付要綱の定めるところによる。

### （交付の対象）

- 2 この交付金の対象となる事業（以下「直営診療施設整備事業」という。）は、法第3条第1項に規定する市町村（以下「保険者」という。）が、法第82条に規定する保健事業として行う次の事業とする。ただし、当該事業が他の国庫補助金の交付の対象となる場合は除くものである。
  - (1) 建物（診療所、病院、医師住宅、看護師宿舎及び院内託児施設等（結核、精神疾患、感染症のみを対象とする施設は除く。）をいう。以下同じ。）又は医療機械等（医療機械器具、患者輸送車、巡回診療車及び巡回診療船をいう。以下同じ。）の設置又は整備
  - (2) 保険者が設置する診療施設を承継した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う建物又は医療機械等の設置又は整備に対する補助

### （交付額の算定方法）

- 3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 2の(1)の事業について
    - ① 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と別に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - ② ①により選定された額と当該種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、その選定した額の合計額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。
  - (2) 2の(2)の事業について
    - ① 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と別に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- ② ①により選定された額と当該種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、その選定した額の合計額に3分の1を乗じる。
- ③ ②により算定して得た額と保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付決定の下限)

- 4 2の事業について、3により算出された額のうち種目ごとの額が次の額に満たない場合は、交付決定を行わないものとする。
  - (1) 建物 300 千円
  - (2) 医療機械等のうち医療機械器具
    - ア 診療所 200 千円
    - イ 病院 400 千円

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別紙様式1により厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
    - ア 建物又は医療機械等の設置場所
    - イ 建物の規模・用途若しくは構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
    - ウ 病床数
    - エ 医療機械等の形式及び規格（軽微な変更は除く。）
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 当該事業年度の1月15日現在において未だ事業が完了していない場合は、同日現在における事業遂行状況を別紙様式2により毎年度1月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
  - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 保険者は、交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその他の従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 保険者は、国から概算払により2の(2)の事業に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく地方独立行政法人に交付しなければならない。
- (11) 保険者は、2の(2)の事業に係る交付金を地方独立行政法人に交付する場合には、(1)から(9)に掲げる条件（この場合において、(1)から(4)及び(6)中（「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「保険者」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村長の承認」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。
- (12) (11)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 地方独立行政法人から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### (申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
  - (1) 保険者は、別紙様式4による申請書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
  - (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめの上、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、あらかじめ厚生労働大臣に協議の上、次により行うものとする。

(1) 保険者は、別紙様式5による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめの上、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 この交付金の交付の決定までの標準的期間は次のとおりとする。

都道府県知事は、6の(1)若しくは7の(1)による申請書を受理した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書を受理した日から起算して2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(交付金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 保険者は、別紙様式6による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめの上、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(5の(2)により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認を受理した日から1か月を経過した日)又は別に定める日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により3、6、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

区分	1 種目及び規格		2 基準面積及び基準額						
	種目	規格	基準面積 (単位 m <sup>2</sup> )		建築基準単価 (1 m <sup>2</sup> 当たり 単位:円)				
建物	診療所	甲型	62.0		木造	A地域	153,500		
		乙型	176.9			B地域	146,200		
		丙型	469.4	一般病床数が6床を超えるときは、その超える分について1床増すごとに12.6m <sup>2</sup> を加算した面積であること。		C地域	138,900		
	病院	丁型	診療棟	648.3		D地域	131,600		
			病棟	278.9	一般病床数が20床を超えるときは、その超える分について1床増すごとに12.6m <sup>2</sup> を加算した面積であること。		A地域	133,500	
		給食棟	附表2に定める面積				B地域	127,100	
	医師住宅	診療所	乙型	1戸	1戸につき82.0		C地域	120,700	
			丙型	2戸			D地域	114,400	
		病院	一般病床20~35床	3戸			A地域	153,500	
			一般病床36~50床	4戸			B地域	146,200	
	看護師宿舎			病院的病床数が20床のときは82.0m <sup>2</sup> とし、20床を超える分について4床増すごとに16.4m <sup>2</sup> を加算した面積であること。			C地域	138,900	
		院内託児施設等	診療所	収容定員×5m <sup>2</sup> (ただし、診療所については10人、病院については20人を限度とする。)			D地域	131,600	
	病院								

区分	種 目 及 び 規 格		基 準 額 (単位:円) (購入費の額が下記の基準額を下回るときは、その購入費の額とする)		
	種 目	規 格			
医療 機 械 等	医療 機 械	レントゲン 装 置	X線テレビ用	診 断 用 12,960,000	
			一般用	” 3,240,000	
	器 具	その 他 の 医療機械器具	厚生労働大臣が必要と認めた医療機械器具	診療所	3,240,000 円 (新築、改築又は再開にともない取得する場合は、 9,720,000 円) 以内の額で、厚生労働大臣が必要と認めた額
				病 院	厚生労働大臣が必要と認めた額
	機	患者輸送車	ライトバン型 (おおむね 2,000 CC)		1,007,000
			マイクロバス又はジープ型		1,258,000
	械	巡回診療車	おおむね A級バス型 ( 全長 8.2 m 全幅 2.5 m 全高 3.0 m 125馬力程度 )	車 体	2,412,000
			おおむね B級バス型 ( 全長 5.2 m 全幅 2.0 m 全高 2.2 m 60馬力程度 )	車 体	1,258,000
	等	巡回診療船	おおむね A級汽船 ( 全長 12.0 m 全幅 3.0 m 深さ 1.5 m 総トン数 7トン程度 )	船 体 (動力を含む)	5,940,000
			おおむね B級汽船 ( 全長 8.0 m 全幅 2.5 m 深さ 1.2 m 総トン数 6.5トン程度 )	船 体 (動力を含む)	1,404,000

- 注) 1 「甲型」、「乙型」、「丙型」及び「丁型」とは、昭和35年4月14日厚生省発保第67号通知の「国民健康保険施設設置規格」に定める規格であること。  
2 「A地域」、「B地域」、「C地域」及び「D地域」の区分は、附表1の区分表によること。

附表 1

地 域 区 分

区 分	地 域
A 地 域	青森、岩手、福島、東京、富山、山梨、長野、沖縄
B 地 域	北海道、宮城、秋田、山形、茨城、神奈川、新潟、石川、岐阜、静岡、三重、京都、大阪、奈良、鳥取、広島、熊本、鹿児島
C 地 域	栃木、群馬、埼玉、千葉、福井、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、香川、高知、佐賀、長崎、宮崎
D 地 域	徳島、愛媛、福岡、大分

附表 2

給 食 棟 面 積 換 算 表

一般病床数 (床)	給食棟面積 (㎡)	一般病床数 (床)	給食棟面積 (㎡)
20	61.2	61~70	154.7
21~30	84.3	71~80	171.2
31~40	102.5	81~90	185.1
41~50	119.0	91以上	201.7
51~60	137.2		

厚生労働大臣 ○○○○殿

保険者の所在地  
保険者の名称  
代表者の職・氏名 ○○○○印

平成○○年度国民健康保険調整交付金  
(直営診療施設整備分)に係る事業内容  
の変更承認申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 事業内容の変更理由

2 設置場所

変更前

変更後

3 規模及び構造

別紙様式 4 の別紙(1)及び(2)の要領に準じて作成すること。

〔 なお、当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に( )  
書きし、変更後を下段に対応して記入すること。 〕

4 経費所要額調

5 添付書類

- (1) 国民健康保険特別会計及び病院事業特別会計の歳入歳出予算書(見込書)抄本
- (2) 建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳
- (3) その他参考となる書類

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 ○○○○殿

保険者の所在地  
保険者の名称  
代表者の職・氏名 ○○○○印

平成○○年度国民健康保険調整交付金  
(直営診療施設整備分)に係る事業遂  
行状況の報告について

平成 年度国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)による事業の遂行状況及び工事経過等について次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 事業施行状況(別紙(1)のとおり)
- 2 工事別進捗状況(別紙(2)のとおり)
- 3 工事の経過状況を証する写真
- 4 その他参考となる書類

別紙（1）

事業 施行 状況

1 建 物

区 分	施 工 面 積	工 事 施 工 率	金 額	備 考
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 現 在 竣 工 量	m <sup>2</sup>	%	円	
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 ま だ 竣 工 見 込 量				
自 平成 年 月 日 ま だ 竣 工 見 込 量				
計				

- (注) 1 竣工見込量については、本報告書提出後1か月ごとの竣工量を記入すること。  
2 備考欄には、施行済又は予定の工事内容を記入すること。

2 医療機械等

区 分	補 助 対 象 金 額	購 入 又 は 契 約 済 の も の		未 施 行 の 理 由
		品 目 数	金 額	
医療機械器具				
レントゲン装置				
巡回診療車（船）				
患者輸送車				

別紙（２）

工 事 別 進 捗 状 況

工事種別	平成〇〇年												平成〇〇年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日		
設計事務															
入札事務															
整地事務															
基礎工事															
〇〇工事															
〇〇工事															
〃															
〃															

（注）工事種目別ごとに、その予定を直線で示しその下に本報告書提出月日現在までの工事進捗状況を破線で示すとともその出来高量を%をもって示すこと。

国民健康保険調整交付金調書

平成〇〇年度 厚生労働省所管

(保険者名)

国			保 険 者							備 考	
歳 出 予 算 科 目	交付決定額	補助率	歳 入			歳 出					
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出額		うち国庫補助金相当額
(項) 医療保険給付諸費	円			円	円		円	円	円	円	
(目) 国民健康保険財政調整交付金 (直営診療施設整備分)											

(作成要領)

- 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 「保険者」の「科目」は、歳入、歳出とも款、項、目、節をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額充用等、増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、歳入の予算現額及び収入済額についての財源内訳を附記するとともに、その他参考となるべき事項を適宜記入すること。

厚生労働大臣〇〇〇〇殿

保険者所在地  
保険者名称 〇〇市町村  
代表者職氏名 〇〇市町村長 〇〇印

平成〇〇年度国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付申請書

国民健康法第72条の規定に基づく調整交付金のうち直営診療施設整備分の交付を受けたく、関係書類を添えて次のとおり申請します。

(施設の名称) \_\_\_\_\_

特別調整交付金申請事由				種 目		国庫補助基本額①				
交付申請金額内訳	特別調整交付金	災害その他特別の事情によるもの	直営診療施設整備に関する費用があること	建 物	診 療 所					
					病 院					
					医 師 住 宅					
					看 護 師 宿 舎					
					院 内 託 児 施 設 等					
				医 療 機 械 等	レントゲン装置	X 線 テ レ ビ 用				
						一 般 用				
					医 療 機 械 器 具					
					患 者 輸 送 車					
					巡 回 診 療 車					
					巡 回 診 療 船					
				合 計					(A)	円

事業区分	国庫補助基本額	保険者補助額	交付申請額（千円未満切捨）
2の(1)の事業	① (A) 円		① (A)×1/3 円
2の(2)の事業	② (A)×1/3 円		② 円

- (添付書類) ①経費所要額調（別紙(1)のとおり）  
 ②事業計画（別紙(2)又は別紙(2)の2のとおり）  
 ③国民健康保険特別会計及び病院事業特別会計の歳入歳出予算書（見込書）抄本  
 ④国民健康保険条例及び施設の設置条例の写し（一部事務組合にあっては、その規約及び施設の設置条例の写し）  
 ⑤仕様書及び見積書  
 ⑥建物の配置図、平面図、工事仕様書及び工事費目別内訳  
 ⑦その他参考となる書類

都道府県番号	都道府県名	保険者番号	保険者名	算定省令第8条の規定による別個の保険者名(区域)
--------	-------	-------	------	--------------------------

別紙(1)

経費所要額調

区分	補助対象 事業費 (A)	補助対象 外事業費 (B)	総事業費 (A)+(B)=(C)	寄付金その 他の収入 額 (D)	差引額 (C)-(D)=(E)	基準額			選定額 (A)と(F)を比較して 少ない方の額 (G)	国庫補助 基本額① (E)と(G)を比較して 少ない方の額 (H)	国庫補助 所要額① (H)×補助率 (I)	国庫補助 基本額② 2の(2)の事業に ついて、(A)~ (H)の例により算 定した額×補助 率 (J)	保険者 補助額 (K)	国庫補助 所要額② (J)と(K)を比較して 少ない方の額 (L)
						員 数	単 価	金 額 (F)						
建築物	診療所	円	円	円	円	円	m <sup>2</sup>	円	円	円	円	円	円	円
	病院	診療棟			/	/	/			/	/			
		病棟			/	/	/			/	/			
		給食棟			/	/	/			/	/			
		小計												
	医師住宅													
	看護師宿舎													
院内託児施設等														
医療機械等	レントゲン装置	X線テレビ用												
		一般用												
	患者輸送車													
	巡回診療車(船)													
	医療機械器具 (品名)													
合計										円			円	

事業費内訳

(施設名)

区 分		員 数	単 価	金 額	備 考
補助 対象 事業 費	建築工事費 診療所(棟) 病棟 給食棟 医師住宅 看護師宿舎 ○ ○ ○ ○	m <sup>2</sup>	円	円	
	附帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 冷暖房設備工事 ○ ○ ○ ○				
	小 計				
補 対 象 外 事 業 費	用地買収費 事務雑費 ○○○○費				
	小 計				
合 計					

(注) この表は、申請事業が建物の場合のみ作成すること。

別紙（２）

国民健康保険診療施設整備事業計画書（建物の場合）

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業の目的
- 3 敷地の面積及び所有状況

敷 地 区 分	所 有 者 名	面 積	備 考
自己所有者 借地 買収用地 計			

- 4 施設の構造及び規模

表 1

建物等の履歴		既補助の状況			
構造	規 模 (延 面 積)				各室の面積は表2のとおり
	○ 階	○ 階	○ 階	○ 階	
	m <sup>2</sup> ( 床)	m <sup>2</sup> ( 床)	m <sup>2</sup> ( 床)	m <sup>2</sup> ( 床)	

表 2

○ 階			○ 階			○ 階		
室名	室数	面積	室名	室数	面積	室名	室数	面積
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
小計			小計			小計		

- 5 工事の施工方法

直 営  
請 負

- 6 施工予定期間

着 工 平成 年 月 日  
竣 工 平成 年 月 日

- 7 診療開始予定年月日

平成 年 月 日

別紙(2)の2

国民健康保険診療施設整備計画書 (医療機械等の場合)

1 施設の名称及び所在地

2 事業の目的

3 医療機械等整備費内訳

品名 (銘柄)	規格	員数	単価	金額	設置場所	購入予定年 月日
			円	円		
合計品目						

厚生労働大臣〇〇〇〇殿

保険者所在地  
保険者名称 〇〇市町村  
代表者職氏名 〇〇市町村長 〇〇印

平成〇〇年度国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付額変更申請書

平成〇〇年〇月〇日第〇〇号をもって交付決定を受けた、平成〇〇年度国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）について、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請します。

（施設の名称） \_\_\_\_\_

変更申請額 (7)	千円	既交付決定額 (1)	千円	受入済額 (7)	千円	差引交付申請額 (7)-(1)	千円	
				当 初 申 請 分		変 更 申 請 分		
特別調整交付金 申 請 事 由		種 目		国庫補助基本額①		国庫補助基本額①		
交付申請金額内訳	特別調整交付金	災害その他特別の事情によるもの	直営診療施設整備に関する費用があること	建 物	診 療 所			
					病 院			
					医 師 住 宅			
					看 護 師 宿 舎			
					院 内 託 児 施 設 等			
				医 療 機 械 等	レントゲン装置	X線用		
						一 般 用		
					医 療 機 械 器 具			
					患 者 輸 送 車			
					巡 回 診 療 車			
巡 回 診 療 船								
合 計				(A)	円	(A)'	円	

事業区分	当 初 申 請 分			変 更 申 請 分		
	国庫補助額 基 本	保 険 者 額 補 助	交 付 申 請 額 (千円未満切捨)	国庫補助額 基 本	保 険 者 額 補 助	交 付 申 請 額 (千円未満切捨)
2の(1)の事業	① (A) 円		(A)×1/3 円	① (A)' 円		(A)'×1/3 円
2の(2)の事業	② (A)×1/3 円		円	② (A)×1/3 円		円

- （添付書類）
- ①経費所要額調 [ 別紙様式4の別紙(1)及び別紙(2)の要領に準じて作成すること。なお、当初申請と異なる ]
  - ②事業計画 [ 箇所については、変更前を上段に（ ）書きし、変更後を下段に対応して記入すること。 ]
  - ③国民健康保険特別会計及び病院事業特別会計の歳入歳出予算書（見込書）抄本
  - ④国民健康保険条例及び施設の設置条例の写し（一部事務組合にあつては、その規約及び施設の設置条例の写し）
  - ⑤仕様書
  - ⑥契約書の写し （ア）建物にあつては、工事請負契約書の写し（工事内訳書及び支払明細書を含む）  
（イ）医療機械等にあつては、売買契約書の写し（支払明細書を含む）
  - ⑦建物の配置図、平面図、工事仕様書及び工事費目別内訳
  - ⑧その他参考となる書類

都道府県番 号	都 道 府 県 名	保 険 者 番 号	保 険 者 名	算定省令第8条の規定による別個の保険者名（区域）
---------	-----------	-----------	---------	--------------------------

番 号  
平成〇〇年〇月〇日

厚生労働大臣〇〇〇〇殿

保険者所在地  
保険者名称 〇〇市町村  
代表者職氏名 〇〇市町村長 〇〇印

平成〇〇年度国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）事業実績報告書

平成〇〇年〇月〇日第〇〇号をもって交付決定を受けた、平成〇〇年度国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）に係る事業実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

(施設の名称) \_\_\_\_\_

				種 目		国庫補助基本額①		
交付申請金額内訳	特別調整交付金	災害その他特別の事情によるもの	直営診療施設整備に関する費用があること	建 物	診 療 所			
					病 院			
					医 師 住 宅			
					看 護 師 宿 舎			
					院 内 託 児 施 設 等			
				医 療 機 械 等	レントゲン装置	X 線 テ レ ビ 用		
						一 般 用		
					医 療 機 械 器 具			
					患 者 輸 送 車			
					巡 回 診 療 車			
					巡 回 診 療 船			
				合 計				(A)

事業区分	国庫補助基本額	保険者補助額	国庫補助所要額（千円未満切捨）
2の(1)の事業	① (A) 円		① (A)×1/3 円
2の(2)の事業	② (A)×1/3 円		② 円

- (添付書類) ①経費所要額精算書（別紙(1)のとおり）  
 ②事業実績報告（別紙(2)又は別紙(2)の2のとおり）  
 ③国民健康保険特別会計及び病院事業特別会計の歳入歳出決算書（見込書）抄本  
 ④契約書の写し（ア）建物にあつては、工事請負契約書の写し（工事内訳書及び支払明細書を含む）  
 （イ）医療機械等にあつては、売買契約書の写し（支払明細書を含む）  
 ⑤登記簿又は自動車等登録原簿の抄本  
 ⑥竣工した建物の配置図、平面図及び立面図  
 ⑦工事竣工を確認するための建築基準法に定める検査済証の写し  
 ⑧事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真  
 ⑨その他参考となる書類

都道府県番号	都道府県名	保険者番号	保険者名	算定省令第8条の規定による別個の保険者名（区域）
--------	-------	-------	------	--------------------------

経費所要額精算書

区分	支出済補助対象事業費 (A)	支出済補助対象外事業費 (B)	支出済総事業費 (A)+(B)=(C)	寄付金その他の収入 (D)	差引額 (C)-(D)=(E)	基準額			選定額 (A)と(F)を比較して少ない方の額 (G)	国庫補助基本額① (E)と(G)を比較して少ない方の額 (H)	国庫補助所要額① (H)×補助率 (I)	国庫補助基本額② 2の(2)の事業について(A)～(H)の例により算定した額×補助率 (J)	保険者額 (K)	国庫補助所要額② (J)と(K)を比較して少ない方の額 (L)	国庫補助所要額 (I)+(L)=(M)	国庫補助受入済額 (N)	差引国庫補助過不足額 (N)-(M)=(O)	
						員数	単価	金額 (F)										
建築物	診療所	円	円	円	円	円	m	円	円			円	円					
	病院	診療棟			/	/	/											
		病棟			/	/	/											
		給食棟			/	/	/											
		小計																
	医師住宅																	
	看護師宿舎																	
院内託児施設等																		
医療機械等	レントゲン装置	X線テレビ用																
		一般用																
	患者輸送車																	
	巡回診療車(船)																	
医療機械器具 (品名)																		
合計										円		円	円	円	円	円		

支出済事業費内訳

(施設名)

区分	費目	事業費			備考
		総員数	単価	金額	
補助対象事業費	建築工事費 診療所(棟) 棟 給食棟 医師住宅 看護師宿舎 ○ ○ ○ ○  附帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 冷暖房設備工事 ○ ○ ○ ○	m <sup>2</sup>	円	円	
	小計				
補助対象外事業費	用地買収費 事務雑費 ○○○○費				
	小計				
合計					

(注) この表は、申請事業が建物の場合のみ作成すること。

別紙（２）

事業実績報告書（建物の場合）

1 施設の名称及び所在地

2 敷地の面積及び所有関係

敷地区区分	所有者名	面積	備考
自己所有者 借地 買収用地 計			

（注）当該施設の設置に要した敷地について記入すること。

3 施設の構造及び規模

表 1

建物等の履歴	既補助の状況	規模（延面積）				各室の面積は表 2 のとおり
		○ 階	○ 階	○ 階	○ 階	
		m <sup>2</sup> ( 床)	m <sup>2</sup> ( 床)	m <sup>2</sup> ( 床)	m <sup>2</sup> ( 床)	

表 2

○ 階			○ 階			○ 階		
室名	室数	面積	室名	室数	面積	室名	室数	面積
		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
小計			小計			小計		

4 工事の施工方法

直 営  
請 負

5 施工予定期間

着 工 平成 年 月 日  
竣 工 平成 年 月 日

6 診療開始予定年月日

平成 年 月 日

7 国庫補助金受入経過

区 分	交付決定通知年月 日及び番号	交付決定額	受入年月日	受入金額	備 考
第 1 回		円		円	
第 2 回					
第 3 回					
国庫補助金所要精 算額受入未済額					
計					

8 工事契約の概要

工 事 名	契 約 金 額	うち国庫補助対象分	契 約 年 月 日	工 事 期 間	工事請負業者名
本 体 工 事	円	円			
電気設備工事					
〇〇設備工事					
〇〇〇〇工事					
〇〇〇〇〇					
計					

別紙（２）の２

事業実績報告書（医療機械等の場合）

1 施設の名称及び所在地

2 医療機械等整備費内訳

品名(銘柄)	規格	員数	単価 円	金額 円	設置場所	購入年月日	備考
合計 品目							

3 国庫補助金受入経過

区分	交付決定通知 年月日及び番号	交付決定額	受入年月日	受入金額	備考
第 1 回		円		円	
第 2 回					
国庫補助金所要精 算額受入未済額					
計					